

# 大樹町強靱化計画



令和2年3月策定

令和5年9月改訂

大樹町

## 目次

第1章	はじめに	- 2 -
1	計画の策定趣旨	- 2 -
2	計画の位置付け	- 3 -
3	強靱化計画と地域防災計画	- 3 -
第2章	大樹町強靱化の基本的考え方	- 4 -
1	大樹町強靱化の目標	- 4 -
2	本計画の対象とするリスク	- 5 -
第3章	脆弱性評価	- 7 -
1	脆弱性評価の考え方	- 7 -
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	- 8 -
3	評価の実施手順	- 9 -
4	評価結果	- 9 -
第4章	大樹町強靱化のための施策プログラムの策定等	- 21 -
1	施策プログラム策定の考え方	- 21 -
2	施策推進の指標となる目標値の設定	- 21 -
3	推進事業の設定	- 21 -
	【大樹町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】	- 22 -
1.	人命の保護	- 22 -
2.	救助・救急活動等の迅速な実施	- 28 -
3.	行政機能の確保	- 30 -
4.	ライフラインの確保	- 31 -
5.	経済活動の機能維持	- 34 -
6.	二次災害の抑制	- 34 -
7.	迅速な復旧・復興等	- 35 -
第5章	計画の推進管理	- 36 -
1	計画の推進期間等	- 36 -
2	計画の推進方法	- 36 -

## 第1章 はじめに

### 1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、大樹町においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

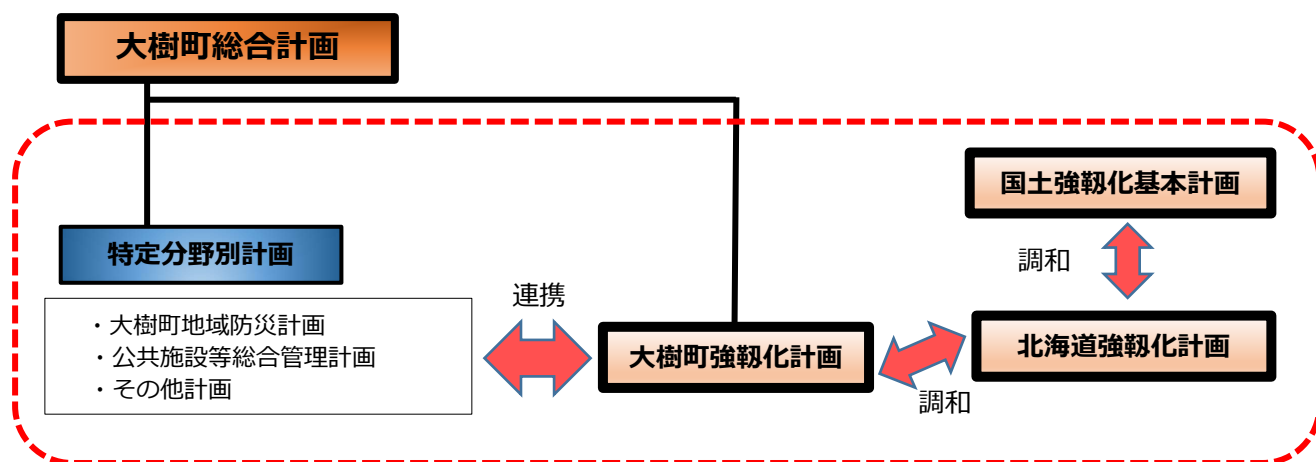
この間、大樹町においても、東日本大震災や平成28年豪雨災害、平成30年胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「大樹町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

大樹町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、大樹町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「大樹町強靱化計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、大樹町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



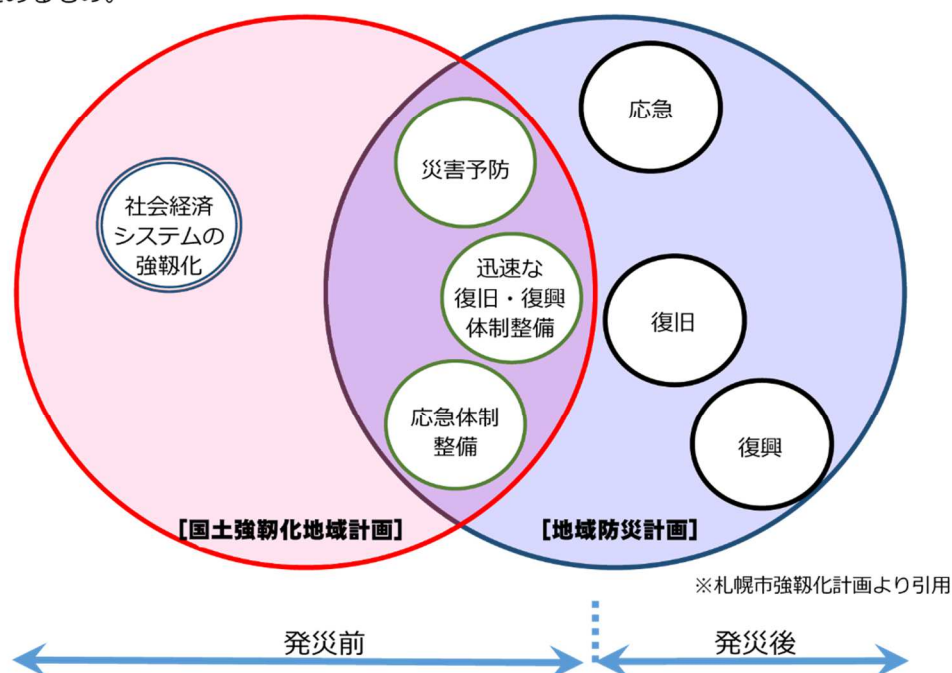
## 3 強靱化計画と地域防災計画

### 国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組としてとりまとめるもの。

### 地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



## 第2章 大樹町強靱化の基本的考え方

### 1 大樹町強靱化の目標

大樹町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

大樹町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、大樹町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを大樹町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

#### 大樹町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と大樹町社会経済システムを守る
- (2) 大樹町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 大樹町の持続的成長を促進する

## 2 本計画の対象とするリスク

---

大樹町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と大樹町の社会経済システムを守る」という観点から、大樹町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、大樹町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

### 2-1 大樹町における主な自然災害リスク

#### (1) 地震・津波

- 太平洋沖における海溝型地震（H30 地震調査研究推進本部長期評価）
  - ・ 千島海溝型超巨大地震（17世紀型） M8.8程度以上、30年以内発生確率7%~40%
  - ・ 十勝沖地震 M8.0~M8.6程度、30年以内発生確率9%
  - ・ 根室沖地震 M7.8~M8.5程度、30年以内発生確率80%程度
  
- 内陸型地震（H31 地震調査研究推進本部長期評価）
  - ・ 十勝平野断層帯（光地園断層） M7.2程度 30年以内発生確率0.1%~0.4%
  
- 過去の被害状況
  - ・ 十勝沖地震（平成15年） M8.0、最大震度6弱、最大津波高2.55m  
負傷者19人、家屋半壊1棟・一部損壊6棟  
学校・公共施設損傷9施設
  
  - ・ 東日本大震災（平成23年） M9.0（震源：三陸沖）震度2（最大震度7）  
漁業施設浸水3箇所、漁業施設損傷1箇所  
漁船漂流1隻・転覆3隻
  
  - ・ 胆振東部地震（平成30年） M6.7、震度4（最大震度7）  
町内全域で停電が発生

## (2) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去 30 年の北海道への台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも昭和 56 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 北海道内では平成 3 年から平成 29 年の間に、47 の竜巻等突風が発生
- 過去の被害状況
  - ・ 平成 28 年台風 10 号（H28. 8. 30～31） 山間部で 300mm 超の大雨  
水道送水管損壊及び河川高濁度により全戸断水  
道路損壊等 15 路線 26 箇所
  - ・ 平成 29 年台風 18 号（H29. 9. 18） 降水量 220mm、85mm/h（過去最大）  
道路損壊 14 箇所、上水道一部地区で断水

## (3) 豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 過去の被害状況
  - ・ 平成 27 年大雪（着雪）（H27. 11. 27）  
電線切断約 50 箇所、延停電戸数 1, 212 戸

## 2-2 町外における主な自然災害リスク

### (1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定 …… 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、  
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

### (2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9 クラス、30 年以内に 70～80%
- 被害想定 …… 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、  
建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、  
被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

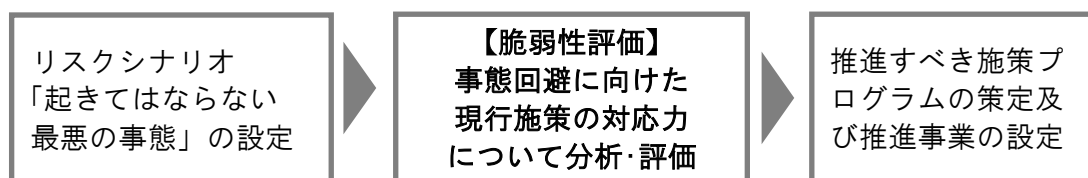
## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

大樹町としても、本計画に掲げる大樹町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、大樹町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国全体の強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外の大規模自然災害における大樹町の対応力についても、併せて評価



## 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など大樹町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、大樹町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

### 【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

### 3 評価の実施手順

---

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

### 4 評価結果

---

評価結果は次のとおり。

## (1) 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

#### 【評価結果】

##### (住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化は完了しているが、耐震化未整備の役場庁舎は令和2年度に新庁舎着工を予定している。

##### (建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 町内の公営住宅の約6割は耐用年数が経過しており、「大樹町公営住宅等長寿命化計画」に沿った老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

##### (避難場所の指定・整備)

- 現在、設定している避難場所について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制の確保や住民周知を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所は2施設を指定しているが、今後も必要に応じて指定していく必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き施設整備を促進する必要がある。

##### (緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。

##### (その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・ 公立小中学校の耐震化率	100% (R1)
・ 医療施設の耐震化率	100% (R1)
・ 社会福祉施設の耐震化率	100% (R1)
・ 社会体育施設の耐震化率	100% (R1)
・ 役場庁舎の耐震化	実施設計着手 (R1)
・ 公共施設等総合管理計画の策定状況	策定済 (H28)
・ 公営住宅等長寿命化計画の策定状況	策定済 (H24)
・ 指定緊急避難所の指定状況	2箇所 (R1)
・ 指定避難所の指定状況	38箇所 (R1)
・ 福祉避難所の指定状況	2箇所 (R1)

### 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

#### 【評価結果】

##### (警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害危険箇所 98 箇所のうち、地滑り危険区域に 2 箇所指定されているが、急傾斜地崩壊危険区域 2 箇所と土石流危険区域 5 箇所は未指定のため、指定に向けて取り組むとともに、関係機関と連携を図りながら対策を検討する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・ 土砂災害危険箇所 98 箇所	(指定済) 地滑り危険区域 2 箇所
	(未指定) 急傾斜地崩壊危険区域 5 箇所、土石流危険区域 2 箇所

### 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### 【評価結果】

##### (津波避難体制の整備)

- 本町では平成 25 年に津波ハザードマップを作成しているが、今後新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制の再整備が求められる。
- 大樹町地域防災計画の中で、津波発生時の避難対策に不可欠な津波避難計画を策定しているが、今後、津波浸水想定の見直しに応じ、ハザードマップや避難計画の改訂を促進する必要がある。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については完了しているが、今後、新たな津波浸水予測地域の想定など情勢の変化があった場合は、それに応じた看板等の整備を行う必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| ・津波ハザードマップの作成状況 | 作成済（H25）               |
| ・浸水予測地域         | 3 地域（旭地区・浜大樹地区・晩成温泉周辺） |

### 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

#### 【評価結果】

##### (洪水・内水ハザードマップの作成)

- 道では、市町村の洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図を全道 131 の河川において作成しているが、大樹町に流れる歴舟川水系については含まれていないため、浸水想定区域図の作成について道に要請する必要がある。
- 内水による市街地等への浸水リスクを検証し、必要に応じて内水ハザードマップの作成を検討する必要がある。

##### (河川改修等の治水対策)

- 国、道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、砂防ダムの整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

##### (河川管理施設の老朽化対策)

- 樋門・樋管等の河川管理施設については、施設設置後の計画年数により老朽施設が増している状況にあることから、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められる。

#### 【指標（現状値）】

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ・洪水ハザードマップの作成状況 | 未作成（R1） |
| ・内水ハザードマップの作成状況 | 未作成（R1） |

## 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### 【評価結果】

#### （暴風雪時における道路管理体制）

- 冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

#### （防雪施設の整備）

- 各道路管理者（国、道、町）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を進めてきたが、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

#### （除雪体制の確保）

- 管理道路において除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題も抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

### 【指標（現状値）】

- ・ 除雪路線距離数 291km (R1)
- ・ 除排雪機械保有台数 8台 (R1)

## 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

### 【評価結果】

#### （冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温などの冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時避難場所等の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

#### （積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・ 暖房器具等の備蓄状況 (R1)

毛布	1,366枚
ストーブ	17台
アルミマット	540枚
ダンボールベッド	58個
発電機	21台
自家発電設備	5施設

## 1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### 【評価結果】

#### （関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

#### （自主防災組織の結成）

- 本町の自主防災組織の組織率は全道平均と比べると低い水準にあることから、「地域防災マスター制度」などを活用し、地域防災力の向上に向け自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

#### （住民等への伝達体制の強化）

- 避難勧告等の発令基準の住民周知を図る必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 防災行政無線や緊急速報メールなどによる住民等への災害情報の伝達だけではなく、「Lアラート（公共情報 commons）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線 LAN 等の機能を備えた防災情報ステーションを整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。

#### （外国人や観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、外国人や観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から外国人や観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、安全・安心を確保するためにも、関係機関と連携を図り、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

#### （防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けては、関係機関と連携し、多様な担い手の育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

#### （災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道と道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新が必要である。
- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、衛星携帯電話の計画的な更新が必要である。

### 【指標（現状値）】

・ 自主防災組織数及び組織率	2 組織、3.2% (H30)
・ 防災行政無線通信施設整備状況	整備中 (R1)
・ 地震・津波避難訓練の実施	年 1 回 (旭・浜大樹・晩成・生花地区)
・ 衛星携帯電話台数	2 台
・ 避難行動要支援者名簿の作成状況	作成済 (R1)
・ 避難行動要支援者個別計画の策定状況	策定中 (R1)

## (2) 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【評価結果】

##### (支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を促進する必要がある。

##### (非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分以上（推奨1週間分）の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 19件（R1）
- ・ 備蓄食料の確保（3食・3日分） 1,462人分（R1）
- ・ 非常用食料備蓄状況  
    非常食（アルファ米・パン） 13,162食（R1）  
    飲料水（2Lペットボトル） 7,852本（R1）

### 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

#### 【評価結果】

##### (合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

##### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

##### (救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- とちぎ広域消防事務組合における消防救急無線のデジタル化は整備済であるが、今後、計画的な機器更新を行う必要がある。
- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 消防救急無線デジタル化の整備状況 整備済（H28）

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### 【評価結果】

#### （被災時の医療体制の強化）

- 災害時の医療確保のため、災害医療拠点となる町立病院において、実災害を想定した実動訓練を他機関との連携のもと、効果的に実施する必要がある。

#### （災害時における福祉的支援）

- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を円滑に実施できる体制を充実する必要がある。

#### （防疫対策）

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率 100%（H30）
- ・ 災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結 2施設（R1）



### (3) 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

##### 【評価結果】

##### (災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画を策定し、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえて策定した消防団活動・安全管理マニュアルは、その浸透を図るとともに、さらに実態に即したものと整備していく必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点として役場庁舎で業務を継続するため、役場庁舎の耐震化を図る必要がある。

##### (業務継続体制の整備)

- 町の業務継続体制については、業務全体を対象とした継続体制の整備に向けた取組を推進する必要がある。

##### (IT部門における業務継続体制の整備)

- 災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など計画的に進める必要がある。
- 町の業務遂行の重要な手段として利用されているIT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT部門の業務継続計画(IT-BCP)の策定を促進する必要がある。

##### (道外自治体との広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、道外自治体と各種協定を締結しているところであるが、協定を効果的に運用するためには、自治体間相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

##### 【指標(現状値)】

- ・業務継続計画の策定 未策定 (R1)
- ・町内の消防団員数 102人 (定数110人) (R1)
- ・公共施設等の耐震化率 95.2% (R1)
- ・消防署の耐震化率 100% (R1)
- ・地震・津波災害時 消防団活動・安全管理マニュアルの策定 (H26・H28改訂)
- ・協定締結の自治体 福島県相馬市(姉妹都市)、群馬県吉岡町(友好都市)、栃木県大田原市(災害協定都市)、神奈川県相模原市・秋田県能代市・長野県佐久市・宮城県角田市・岩手県大船渡市・鹿児島県肝付町(銀河連邦)

## (4) ライフラインの確保

### 4-1 エネルギー供給の停止

#### 【評価結果】

##### (再生可能エネルギー資源の活用)

- 本町の豊富な再生可能エネルギー資源の利活用を図り、化石燃料に依存しない地産地消のエネルギー関連施策を推進する必要がある。

##### (避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、帯広地方石油業協同組合との間で協定を締結しているが、本協定が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 木質チップボイラー導入数 1基 (R1)
- ・ 災害時における石油燃料の供給等に関する協定の締結 (H24)

### 4-2 食料の安定供給の停滞

#### 【評価結果】

##### (食料生産基盤の整備)

- 本町の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

##### (農水産業の体質強化)

- 現在、本町の農水産業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 耕作面積 14,946ha (H30)
- ・ 漁港数 2箇所 (大樹漁港、旭浜漁港)

#### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

##### 【評価結果】

###### （水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上であり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を推進することが必要である。

###### （水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や送水管の多重化などの施設整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

###### （下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化について、着実な整備が求められる。また、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- ・ 下水道 BCP の策定状況 策定済（H26）
- ・ 下水道施設の長寿命化計画策定状況 策定済（H28）
- ・ 下水道ストックマネジメント計画策定状況 策定中（R1）

#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### 【評価結果】

###### （高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

###### （道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 橋梁の耐震化については、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「大樹町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断を推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

###### （空港の機能強化）

- 新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、とち帯広空港が人員などの輸送拠点としての重要な役割を担えるよう、関係機関と連携を図りながら機能強化に向けた取組を促進する必要がある。

###### （鉄道施設の機能維持）

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、関係機関と連携を図りながら鉄道施設の耐震化や耐災害性の強化に向けた取組を促進する必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況 策定済（H25）

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(本社機能や生産拠点等の立地)

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、冷涼な気候や首都圏等との同時被災のリスクが少ないといった地域特性を活かし、企業立地等を促進するための取組を推進する必要がある。

(企業における業務継続体制の強化)

- 町内企業の業務継続計画の策定を促進するため、経済団体と連携し、国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を支援する必要がある。

【指標（現状値）】

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 本町の全面積の71%を森林面積が占めており、大規模災害等に起因する森林の荒廃は、町全体の強靱化に影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 森林面積 58,412ha (H30)
- ・ 森林の蓄積量 8,151 m<sup>3</sup> (H30)
- ・ 町有林における人工林の面積 1,881ha (H30)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を進め、被災廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R1)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 町と建設業協会において、災害時における災害対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

(技術職員による応援体制)

- 被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため、応援の仕組みの整備や情報伝達に関する体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害時における災害対策業務に関する協定の締結 (H23)

## 第4章 大樹町強靱化のための施策プログラムの策定等

### 1 施策プログラム策定の考え方

---

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、大樹町における強靱化施策の取組方針を示す「大樹町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

---

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

### 3 推進事業の設定

---

施策推進に必要な各事業のうち、大樹町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

## 【大樹町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を末尾に〔 〕書きで記載
- ・施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

### 1. 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### （住宅・建築物等の耐震化）

- 「大樹町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。〔国、道、町、民間〕

##### （建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、「公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。〔国、道、町〕

##### （避難場所等の指定・整備）

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知を図る。〔道、町〕
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の住民周知を図る。〔道、町、民間〕
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。〔国、道、町〕

##### （緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。〔国、道、町〕

##### 《指 標》

- |                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| ・ 役場庁舎の耐震化      | 実施設計（R1）⇒ 新庁舎建設工事（R2～R3）  |
| ・ 指定緊急避難場所の指定状況 | 2箇所（R1）⇒ 実情に応じて変更         |
| ・ 指定避難所の指定状況    | 38箇所（R1）⇒ 実情に応じて変更        |
| ・ 福祉避難所の指定状況    | 2箇所（R1）⇒ 実情に応じて変更         |
| ・ 避難道路の整備       | 実施設計（R6）⇒ 避難道路整備工事（R6～R8） |

##### 《推進事業》

- ・ 役場庁舎建設事業
- ・ 町道美成7号支線避難道路整備事業

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### (警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定に必要な基礎調査の推進を図るとともに、関係機関と連携し、土砂災害警戒区域等の指定の推進や土砂災害ハザードマップの作成を促進する。[国、道、町]

## 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

### (津波避難体制の整備)

- 新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を行う。[道、町]
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、津波避難計画等に基づき整備を図る。[国、道、町]

### 《指 標》

- ・ 津波ハザードマップの作成状況      作成済（H25）⇒ 必要に応じて更新

### 《推進事業》

- ・ 防災対策推進事業



## 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### (洪水・内水ハザードマップの作成)

- 洪水ハザードマップ作成に向け、基礎資料となる歴舟川水系の浸水想定区域図の作成について道に要請するとともに、内水ハザードマップの作成について検討を行う。[道、町]

### (河川改修等の治水対策)

- 河道の掘削、築堤、砂防ダム等の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]
- 樋門・樋管、砂防ダム等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道、町]
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。  
[国、道、町]

### 《指 標》

- |                  |            |                    |
|------------------|------------|--------------------|
| ・ 洪水ハザードマップの作成状況 | 未作成 (R1) ⇒ | 浸水想定区域図の作成を道に要請する。 |
| ・ 内水ハザードマップの作成状況 | 未作成 (R1) ⇒ | 作成に向けた検討を行う。       |

### 《推進事業》

- ・ 河川管理事業
- ・ 公共下水道事業

## 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### (暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。〔国、道、町〕
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。〔国、道、町〕

### (除雪体制の確保)

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。〔国、道、町〕
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。〔国、道、町、民間〕

### 《指 標》

- ・ 除雪路線距離数 291km (R1) ⇒ 実情により見直しを行う。
- ・ 除排雪機械保有台数 8台 (R1) ⇒ 計画的に更新を図る。

### 《推進事業》

- ・ 町道維持管理事業 (道路除雪事業)
- ・ 土木車両更新事業 (除雪機械)

## 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

### (冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。  
[国、道、町、民間]

### (積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進する。[道、町]

#### 《指 標》

##### ・暖房器具等の備蓄状況

毛布	1,366 枚 (R1)	⇒	1,650 枚 (R10)
ストーブ	17 台 (R1)	⇒	20 台 (R5)
アルミマット	540 枚 (R1)	⇒	1,650 枚 (R10)
ダンボールベッド	58 個 (R1)	⇒	550 個 (R12)
発電機	21 台 (R1)	⇒	必要に応じて増加する。
自家発電設備	3 施設 (R1)	⇒	6 施設 (R2)

#### 《推進事業》

- ・防災対策推進事業

## 1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### (関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関から災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町、民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図る。[国、道、町]
- 災害時における情報伝達の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークや衛星携帯電話の計画的な更新を推進する。[道、町]

### (住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準について住民に周知する。[道、町]
- 防災行政無線や緊急速報メール等による住民等への災害情報の伝達のほか、ホームページ等を活用した情報提供やアラート（災害情報共有システム）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制強化を推進する。[国、道、町]

### (外国人や観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 外国人や観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]
- 災害時も含め外国人の移動の利便性を確保するため、案内表示等の多言語化を推進する。[国、道、町、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。[国、道、町]

### (地域防災活動、防災教育の推進)

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進など地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、町、民間]
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関などと連携を強化する。[道、町、民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]

#### 《指 標》

・ 自主防災組織数及び組織率	2 組織、3.2% (H30) ⇒ 組織結成を促進
・ 防災行政無線通信施設整備	デジタル化 (R2 完了)
・ 地震・津波避難訓練実施	地震・津波訓練 (年1回)
・ 避難行動要支援者個別計画の策定	策定中 (R1) ⇒ 策定 (R2)

《推進事業》

- ・ 防災行政無線デジタル化整備事業

## 2. 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### (物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、実効性を確保するとともに、連携や連絡体制の強化に努める。  
[道、町、民間]
- 「姉妹都市」、「友好都市」、「災害協定」などに基づき、災害時の連携も含めた都市間交流の取組を促進する。[町、民間]
- 行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備を推進する。[道、町、民間]

#### (非常用物資の備蓄促進)

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達対応を図るため、物資調達等の体制整備に取り組む。[道、町、民間]
- 非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置に努める。[町]
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日以上（推奨1週間分）の備蓄等の啓発活動を強化するなど、自発的な備蓄の取組を促進する。[町、民間]

#### 《指 標》

・ 災害時における協定締結件数	19 件 (R1) ⇒ 必要に応じて協定を締結
・ 備蓄食料の確保 (3 食・3 日分)	1,462 人分 (R1) ⇒ 1,650 人分 (R5)
・ 非常用食料備蓄	
非常食 (アルファ米・パン)	13,162 食 (R1) ⇒ 14,850 食 (R5)
飲料水 (2ℓペットボトル)	7,852 本 (R1) ⇒ 7,425 本 (R5)

《推進事業》

- ・ 防災対策推進事業

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### (防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性の向上を図る。  
[国、道、町、民間]
- 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。  
[国、道、町]

### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取組を推進する。[国、道、町]

### (救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線の更新など情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### (被災時の医療支援体制の強化)

- 町立病院の災害対応力向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実動訓練を実施するなど医療支援体制の強化を図る。[国、道、町、民間]

### (災害時における福祉的支援)

- 施設関係団体との災害時における福祉避難所の使用に関する協定に基づき、被災した社会福祉施設等の入所者の避難先確保や人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[道、町、民間]

### (防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。[国、道、町]

#### 《指 標》

- ・ 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率  
100% (H30) ⇒ 接種率 100%を維持する

#### 《推進事業》

- ・ 予防接種事業

### 3. 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

##### (災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な訓練などを通じ、実施体制の検証や必要に応じた見直しを行う。[町]
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在となる消防団の機能強化を推進する。[国、道、町]
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎や消防庁舎等、行政施設の耐震化や改修を推進する。[国、道、町]

##### (行政の業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう業務継続体制の整備に向けた取組を推進する。[町]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「IT部門の業務継続計画（IT-BCP）」の策定に向けた取組を推進する。また、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など、情報システムの機能維持のための取組を促進する。[道、町]

##### (広域応援・受援体制の整備)

- 道外自治体と締結している各種協定を効果的に運用するため、自治体間相互の応援・受援体制の構築を図る。[町]

##### 《指 標》

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| ・ 役場庁舎の耐震化 | 実施設計 (R1) ⇒ 新庁舎建設工事 (R2~R3) |
| ・ 消防団員数    | 102人 (R1) ⇒ 110人 (R6)       |

##### 《推進事業》

- ・ 役場庁舎建設事業

## 4. ライフラインの確保

### 4-1 エネルギー供給の停止

#### (再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本町における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、自然エネルギーの導入など、関連施策を総合的に推進する。[国、道、町、民間]

#### (電力基盤等の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する。[国、道、町、民間]

#### (石油燃料供給の確保)

- 帯広地方石油業協同組合と石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。[国、道、町、民間]

#### 《指 標》

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ・ 地中熱利用システム導入 | 採熱管等 (R2~R3)      |
| ・ 木質チップボイラー導入 | 1基 (R1) ⇒ 2基 (R3) |
| ・ 太陽光発電システム導入 | 100KW (R3)        |

#### 《推進事業》

- ・ 役場庁舎地中熱冷暖房設備導入事業
- ・ 木質バイオマスと太陽光発電等を活用したスマート街区構築事業



## 4-2 食料の安定供給の停滞

### (食料生産基盤の整備)

- 本町の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。[国、道、町]
- 本町の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。[国、道、町]

### 《指 標》

- ・ 耕作面積 14,946ha (H31) ⇒ 現状を維持

### 《推進事業》

- ・ 農業経営体育成事業等
- ・ 畜産担い手総合整備事業等
- ・ 漁港、漁場、関連施設の整備改修事業等

## 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

### (水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。[国、道、町]
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。[国、道、町]

### (下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた下水道BCPを実践するとともに、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、町]

### 《指 標》

- ・ 下水道BCPの策定状況 策定済 (H26) ⇒ 必要に応じて見直し
- ・ 下水道ストックマネジメント計画策定 策定中 (R1) ⇒ 策定 (R2)

### 《推進事業》

- ・ 水道事業
- ・ 公共下水道事業

#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### (地域交通ネットワークの整備)

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。[国、道、町]

##### (道路施設の防災対策等)

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。[国、道、町]

##### (空港の機能強化)

- 新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、とちぎ帯広空港がその代替機能を発揮できるよう、関係機関と連携を図りながら機能強化に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]

##### (鉄道の機能維持・強化)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、関係機関と連携を図りながら鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。[国、道、町、民間]

##### 《指 標》

- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況 策定済 (H25) ⇒ 更新 (R5)

##### 《推進事業》

- ・ 町道維持補修事業
- ・ 橋梁長寿命化事業

## 5. 経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### (リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 冷涼な気候や首都圏等との同時被災のリスクが少ないといった地理的優位性を活かし、企業立地等に向けた取組を促進する。[国、道、町、民間]

#### (企業の業務継続体制の強化)

- 町内企業の業務継続計画の策定を促進するため、経済団体と連携し、国のガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルの普及啓発を図るとともに計画策定の支援に努める。[国、道、町、民間]

#### 《推進事業》

- ・ 企業立地振興事業

## 6. 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### (森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。  
[国、道、町、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

#### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、町]

#### 《指 標》

- ・ 森林の蓄積量 8,151 m<sup>3</sup> (H30) ⇒ 現有蓄積量を維持する
- ・ 町有林における人工林の面積 1,881 ha (H30) ⇒ 現有面積を維持する

#### 《推進事業》

- ・ 町有林整備事業等
- ・ 有害鳥獣駆除事業

## 7. 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### (災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定など、廃棄物処理体制の検討を行う。[国、道、町]

#### 《指 標》

- ・ 災害廃棄物処理計画 未策定 (R1) ⇒ 策定に向け検討する  
\* 平成 26 年 3 月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づく計画

### 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

#### (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化する。[道、町、民間]

#### (行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。[国、道、町]

## 第5章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は令和2年（2020年）から令和6年（2024年）までの5年間とする。

また、本計画は、大樹町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

### 2 計画の推進方法

#### 2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

#### 《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、大樹町強靱化のスパイラルアップを図っていく。